

特集

ポスト生産主義下における農村

90年代以降、農村の生産機能の低下を背景として、農業・農村の多面的機能に対する関心が高まってきている。そのよう中、農村の景観・生活様式に対する価値づけが地域振興政策の一つのアプローチとなっている。本特集では、そのような90年代以降の農村の変容をめぐる研究の潮流を解説するとともに、ややもすると盲目的に地域振興戦略へと組み込まれがちな「棚田保全」の取り組みを批判的観点から検討する。後半では、当センター所属教員の本年度の取り組みについて紹介したい。



名古屋大学 大学院環境学研究科
教授
高橋 誠

ポスト生産主義下の農村空間 — 1990~2000年代の農村地理学

農村地理学とは

農村地理学という言葉は、日本の地理学ではあまり使われていません。農村の地域や社会を対象とする地理学研究は、伝統的に、集落地理学ないし村落地理学と農業地理学において取り組まれてきました。日本の農業は、多くが小規模・自給的で、土地に根差した村落社会の仕組みの上に成り立ってきたために、村落と農業とは一体的に考えられてきました。

た。しかし高度成長期をすぎると、人々の日常的な行動圏は集落の範囲にとどまらなくなり、農業に関しても産業論や食料研究との関連で考える必要が指摘されました。農村地理という枠組みで考えることや、農村の地域概念を議論することがますます少なくなってきました。1980年代に、朝倉書店の『総観地理学講座』全18巻の1冊として『農村地理学』が企画されましたが、結局実現に至りませんでした。

このころに行われた他分野の農村研究には、むしろ、あとで述べるような欧米の農村地理学と共通した動きがみられます。その背景には、三つの大きな問いがありました。第一は主体性の問題です。地方自治や市町村制、集落会・町内会などとの関連でいえば、中田実がいうところの地域共同管理の再編、つまり空間の領域的管理のあり方への問いです。第二は、第一の問題にも関わりますが、地域における

特集 ポスト生産主義下における農村

ポスト生産主義下の農村空間 — 1990~2000年代の農村地理学

名古屋大学 大学院環境学研究科
教授 高橋 誠 ... ①

棚田保全はどこに向かうのか？

金沢大学 人間科学系
准教授 吉田 国光 ... ⑤

研究紹介

地域ブランドの課題

金沢大学 経済学経営学系
教授 平田 透 ... ⑧

研究紹介

現代日本の過疎問題と農村再生の地域連携アプローチ

金沢大学 経済学経営学系
教授 佐無田 光 ... ⑩

研究紹介

ローカルフードシステムのオルタナティブ性

金沢大学 人間科学系
准教授 伊賀 聖 屋 ... ⑭

利害調整の枠組みに関する問いです。日本の農村社会では、中間的組織というか、インフォーマルな仕組みが残っていて、これが遅れた社会ないし前近代的社会として捉えられてきました。しかし都市化や近代化といった農村社会を取り巻く動きの中で、こうした地域社会のあり方が限界に直面しているということだろうと思います。そして第三には、国土計画や政策、あるいは国土の空間編成に関わる問いです。かつては都市と農村の関係から捉えられたかもしれませんが、グローバル化の進展と国家政策の変化などによって、地域構造はもっと複雑になっていました。

こうした問題意識は、日本の地理学でもあったとは思いますが、全体としてほとんど希薄で、むしろ農村の地域や社会の再編を実態にそくしてつまびらかにするという経験的な研究が多かったように思います。この点で、農村や農業を研究する社会学や経済学とは事情がやや異なっていました。

農村空間の構造変化

農村地域がもはや農業地域と呼べなくなったという状況に関して、イギリスを中心とする諸外国の地理学では、農村空間の構造変化、リストラクチャーリングという議論が起きました。

日本では、1970年には70%だった食料の国内自給率が90年代には40%にまで低下しました。しかし、国土の7割が森林で2割が農地という状況はあまり変わっていません。農村の実態をみると、都市の近郊地域ではスプロールが進み、農地に住宅が混在するような状況が生まれていました。遠隔地では、1960~70年代には過疎化が進み、80年代には新過疎、90年代には限界集落という言葉も登場しました。そういうところの農地は、国民的な意味でいえば、もはや重要な食料供給地ではなくなっています。80年代には、永田恵十郎だったと思いますが、農村の地域資源の公益的機能とか国民的利用とかという考え方を提起し、国家の農村政策に位置づけるべきだと主張しました。

他方で、農村空間の不均衡発展という議論も登場してきました。現代の農村には、地元の思いではなく、遠く離れた場所からの要求に翻弄される事態が生じているとみることもできます。かつて農村と呼ばれていた地域の中には、農業生産が近代化され、

アグリビジネスで成功するところも出てきました。また、ツーリズムや工業開発、迷惑施設の誘致がみられる地域もあります。原発や核処理施設などが国土の中でどこに立地するかというと、周縁的な、都市から遠い地域です。珍しい景観を売りものにするツーリズムもそうかもしれませんが、こうした現象は搾取的な農村開発と呼ばれました。地産池消という言葉が注目されたのもこのころでした。農林漁業の小商品生産と、それによる「むらおこし」ということがいわれ出した時代です。

こういう状況で、農村は守るべきか、誰が守るべきかといった空間のステューワードシップに関する議論が出てきます。日本では、戦後の農業政策を形作った農業基本法が1999年に廃止され、新たに食料・農業・農村基本法という法律ができました。農水省が産業だけでなく地域を政策対象にし、農業や食料を地域の問題として捉え始めたと理解する研究者もいました。2000年代にはいると、食育基本法や景観法などの法律が作られ、農業の実践やむらの営みを文化財として捉え、国民的に保護していこうという動きがみられました。

農村性についての考え方

そういう農村空間の構造変化は、地理学ではそれまで農村地域を一体的なものとして捉えてきたのですが、地域の概念をますます曖昧なものにしました。そして、農村の空間的差異を捉え直す概念的枠組みを再構築しようとする、農村性に関する議論につながっていきます。その議論の中心は、ヨーロッパ大陸の社会学とイギリスの地理学にありました。農村性の定義に関しては、キース・ハルファクリーが整理しています。

初期の農村地理学では、非都市的地域に共通してみられる低密度小規模社会とその行動様式に注目し、土地あるいはローカル環境に根差していることが方法論的規準になりました。社会と空間との結び付きに注目するシカゴ学派社会学の都市・農村二分論や連続体論という見方も、これに連なるものといえます。しかし、レイ・パールのメトロポリタン・ビレッジ論やハーバート・ガンズのアーバン・ビレッジ論のように、そうした結び付きを疑うような研究成果が出され、1980年代のローカリティ論では、資本蓄積がある種のローカリティと結びつく偶

然的プロセスを重視し、そのようなプロセスを都市・農村関係ではなく国家・資本関係から捉えようとするのが試みられました。

それに対して、ベルギーのマーク・モーモンという社会学者は、「農村にはもはや単一の空間など存在せず、ひとつの地理的地域に多様な社会的空間が重なり合っている。それらは、それぞれ独自の論理と制度と、必ずしもローカルでない諸主体のネットワークをもっている。何が農村的かという問いは、農村空間の各々の占拠者がどのように農村を感じているか、あるいはどのようにして農村的になるのか、という視点から取り組まれるべきである」と述べています。モーモンのアプローチの中心にあるものは、農村性、つまり「農村」という言葉の正統な定義をめぐるシンボリックな競争、彼は闘争という言葉を使っていますが、そういう言説的なプロセスです。農村を空間実体というよりは、認識上の空間カテゴリーとして考えようということだろうと思います。

日本の問題に立ち戻れば、農業基本法は、都市対農村という考え方を基本として、農業生産の近代化と適地適作によって、選択的拡大と農工間の賃金格差の是正を目指したものでした。それに対して、農村を大きく平地農業地域と中山間地域とに分け、それぞれの地域に合った政策をとろうというのが新法の考え方です。特に中山間地域が焦点となってきました。農業・農村の多面的機能という考え方をもとに、EUのデカップリング政策が援用され、実際にはEUとは異なって団体に補助金を支給する仕組みでしたが、農家に対する所得補償が行われました。その一方で、農業基本法の考え方も存続し、平地農業地域を対象に、食料供給を強化する政策路線は維持されています。

農村空間の商品化

こういう政策転換は、先進国にある程度共通してみられた現象です。そこでいわれるようになってきたのが、農村の空間的なモザイク化ないし断片化ということです。つまり、ザ・ルーラルというか、ひとつの農村が国土空間の中に明確に位置づけられ、その位置づけの根拠にあったのが、農業生産と食料や工業原材料の供給機能に重点を置く生産主義という考え方です。それがすべての農村で地域概念とし

ても政策理念としても成り立たなくなっていると理解されました。生産主義の崩壊からポスト生産主義への移行と位置づけられます。

農村の生産機能が低下してくると、農村空間をどのように使うのか、ということが問題になってきます。土地の使い方がマーケットに委ねられる傾向が強まり、例えばイギリスでは、それはサッチャー政権下での規制撤廃政策ともからんでいます。こうした農村空間の商品化はけっして新しい現象ではなく、農産物市場や労働力市場、近郊農村の土地市場をめぐる議論はたしかにあったわけです。しかし1990年代の議論はやや違っています。ポール・クロークは、「居住専用地域としての田園地域、売買される文脈としての農村コミュニティ、入植される農村のライフスタイル、工芸品化・パッケージ化・市場化される農村文化の肖像、国立公園から入場料賦課方式のテーマパーク開発用敷地に至るまでの新しい潜在力をもった農村景観」までが商品として売買され、その背景として、「農村景観は自然美、健康、生活の充実、問題のない暮らしを提供するものと性格づけられ、農村コミュニティは親愛あふれ、望ましい安全な生活環境とみなされる」と指摘しています。

こうして価値づけられた農村の景観やライフスタイル、その肖像などを売り出すことが、規制撤廃や民営化、ローカルイニシアチブを強調する政策的環境の中で「むらおこし」の切り札となっていきます。地域は自分たちで何とかしなさいという時代でした。もちろん、サッチャー時代に穀物の国内自給率は増大していて、実は企業的農業に対する手厚い保護政策は続いていたのですが、食料生産の面で劣り、ほかに売りもののない地域は「むらおこし」の試行錯誤に苦慮します。例えば、この時期のイギリスでは、農村のテーマパークが増えました。怪しげなものもあるのですが、多くは田舎らしさをアピールしたものです。それまで何の使い道もなかった土地が、このような方法で商品化されたわけです。これを「第三次囲い込み運動」と呼ぶ人もいました。

この時期における農村空間の商品化は、四つの特徴をもっていると思います。第一に、土地の魅力が農業生産上の価値よりも、それ以外の活用方法で評価されるようになったということです。土地の使用価値が一元的でなく、市場動向でくるくる変わるよ

うになった、といえるかもしれません。第二に、それゆえに、土地資産をめぐる私的財産権が再編されたということです。日本は土地の私有権が強い国ですが、イギリスではパブリックなものという考え方が根強くあるように思われます。パブリック・フットパスといって、誰でも立ち入って散歩ができる小道が放牧地等が設けられています。しかし私有権が強くなってくると、それができなくなります。第三に、そういう価値はその場所に根差したものでなくなってきました。日本の玩具メーカーが作ったシルバニア・ファミリー、実はイギリスでも大ヒットしたそうですが、あるいはベアトリクス・ポターの『ピーターラビット』に出てくるような農村というイメージに沿って農村景観が整備され、観光客を惹きつけるようになる、これを脱場所化と呼ぶ人もいます。第四に、観光地化されすぎてしまうと、逆に農村の魅力が薄れてしまいます。ですから、商品の消費者をふさわしい人々に限ろうとする、消費市場としては排他的性格をもつものでした。ジョン・アーリは、こうした市場プロセスを位置的財という概念を使って説明しています。結果的にですが、主役を演じたのは中産階級、特にサービス階級と呼ばれる人たちで、低所得者やエスニック集団にはほとんど関わりませんでした。

人々の考える農村像

こういうプロセスに関して、イギリスの地理学や社会学で研究の焦点になったのは、どのような農村像が社会の中でどのようにして支配的になっていくかという問題でした。そのときの鍵概念がルーラル・アイドルで、この場合「農村」とか「ルーラル」とかといったものですが、言葉が現実とイメージとを媒介するプロセスに焦点を置くものです。では、ふつうの人たちは、農村をどのように考えているのでしょうか。大方のイメージは、場所に則しているのではなく、メディアや政策に誘導されている面があります。

かつて、学生に「農村」という言葉を聞いて思い付くイメージ、おそらく抽象レベルでの農村像といえるものを文章に書いてもらったことがあります。学生の文章からキーワードを拾い出してみると、不整形な水田、山・丘陵地という地形、長閑・静か・自然・平和・落ち着きという環境の雰囲気、老人、共

同体・家族、封建的・閉鎖的という社会の特徴、小規模集落、曲がった小道、伝統的家屋等の景観、自給自足、情緒的な農作業という暮らし方などがあげられました。ここでは、都市との対照において、一方で自然、平和、長閑な暮らしというポジティブな捉え方、他方で社会的な低開発性や後進性というネガティブな捉え方が同居しています。

日本では新法を策定する準備時期でしたが、90年代には、田舎をモチーフとした雑誌の特集号が組まれたり、健康な暮らしをスローガンとする出版物がよく売れたり、ドラマやアニメーション、テレビ番組などがヒットしたりしていました。農村景観の写真コンテストがたくさん行われたのもこのころです。その中のひとつに、農水省が主催した「美しい日本のむら景観コンテスト」があります。授賞写真の題材としては、中山間地域が圧倒的に多いわけです。作品の説明文のうたい文句としては、自然、調和、交流という言葉がよく使われています。構図としては、農地が広がる向こうに集落があって、その背後に山があるという、典型的な農村の空間構造をみることができます。

学生の調査と景観コンテストとからは、共通して農村景観を過剰に美化する傾向がみられます。農村社会の特性については、遅れたものとするか、守るべきものとするか、両極端のものが同居しています。そして、明らかに農水省の政策ターゲットが中山間地域にあったことに影響されています。しかし、政策の焦点がそれでよかったのかについては疑問が残ります。例えば東海三県で耕作放棄地の状況を調べたところ、中山間地域ではたしかに多いのですが、田原市という、農業粗生産額が全国有数のところできわめて多いことがわかりました。都市の近郊でも、投機的な土地保有を原因として耕作放棄が進んでいます。つまり、耕作放棄対策と中山間地対策とは必ずしも地域的に整合しないのです。たしかに、人々の目は中山間地域に向けられるようになりましたが、耕作放棄は中山間地域固有の問題ではないのです。

また、日本の農村でもたくさんのテーマパークが作られましたが、経営的に成功していません。いわゆるリゾート法は結局大規模開発を促すもので、地域に根差したのではなく、ほとんどはバブル崩壊とともに破綻しました。自発的な動きというより

も、国がいろいろ補助金のメニューを示して、いわばトップダウン式のローカルイニシアチブという印象が強くなります。グリーンツーリズムといっても、イギリスのランプリング協会のようなものが成り立つ文化が日本にあるかといえば、それは何ともいえない感じです。小規模なエコツーリズムのような動きもたしかにあります。これをどう評価するかはむずかしいところです。日本のグリーンツーリズムやエコツーリズムは、どちらかといえば大衆財として、マスツーリズムの焼き直しという側面は否めないように思います。

まとめ

以上、1990年代から2000年代の地理学の農村研究について述べてきましたが、結びとして、ほとんど触れられなかった四つの問いをあげておきたいと思います。

第一に、農村の暮らし方は、土地あるいはローカル環境と密接に関わっているようにみえるかもしれませんが、実際は、その関係はかなり希薄化しています。それにもかかわらず、日本で支配的にみられる人々の農村像では、「いまだに」というべきか、そのような固定的なイメージがあります。そこでは概念的な矛盾が生じることはもちろん、場合によっては深刻な問題が発生します。それについて、もっと調べる必要があります。

第二に、イギリスをはじめとするヨーロッパの農村研究は、地域内外のさまざまな人々が農村の地域資源に関わり、そこで具体的に生じる問題と地域資源管理の仕組みの再編について明らかにしてきました。日本では、市町村といった行政による領域管理の枠組みが強固で、場合によってはNPOのようなボランティアセクターが行政の下請けとなっていく傾向があります。市町村合併による領域の拡大ともなって、それ自体うまくいかなくなっていますし、地域外の主体の関わりが強くなってくると、地域管理の主体をどうやってローカルに呼び戻すかということが問われています。

第三に、学問の役割、あるいは研究者の役割についてです。ヨーロッパでは、実は、これが議論になっていました。例えば、珍しい生態系が残っていると、民俗や景観に文化的価値があるとかということ明らかにするのに、アカデミックな知識が関

わります。しかし、そのことが固定的な農村のイメージにつながる、あるいは、ある種の農村政策を誘導する側面については、日本ではあまり整理されてこなかったきらいがあります。アクションリサーチのような研究が求められているのかもしれませんが。

第四に、藤田弘夫が指摘した飢饉・疫病・火災という都市生活の古典的リスク、現代風にいえば食料・衛生・災害といった問題に関わります。これらのリスクを回避するために、あるいは農村を犠牲にして都市のリスクを回避するためにといった方がよいかもしれませんが、不平等ともいえる、都市と農村との関係が構築されてきました。農村生活が少なくとも物質的には都市生活と変わらなくなっている状況では、そうしたリスクは現代社会のリスクと読み替えられるかもしれません。それを回避するために、どういう都市と農村の関係がありうるのか、抽象的ですが、私自身はもっと考えたいと思っています。



金沢大学 人間科学系
准教授
吉田 国光

棚田保全はどこに向かうのか？

1. 棚田保全をめぐる動向

1990年代に農業の多面的機能が注目されるようになって以降、棚田は「みられる」対象ともなった¹⁾。「みられる」対象となった棚田には、「ふるさと」や「原風景」（以下、「ふるさと」）といった冠が付与され、全国各地で地域振興政策や町おこしに利用され、様々な補助や助成の対象となっている²⁾。ここで使用される「ふるさと」は「ナショナルレベル」で「他人のふるさと（故郷）を、自らのふるさとと捉えるような感性から生起してくる」ものである³⁾。「ふるさと」のようにラベルとなりうるものの価値は、何らかの社会集団や人工的共同体の、社会的結合や帰属意識を確立・象徴化していくなかで創られる⁴⁾。

棚田などの農業生産空間に「ふるさと」のラベルが付与される際には、平野部に居住する都市住民の基準が多数派となり、そうした都市住民の基準によって新たな価値付けがなされている^v。そのなかで稲作は、近世以降、平野部での最も重要な生業の一つであり^{vi}、多くの都市住民にとって無条件にノスタルジックな感覚を与えるものとなっている。このようにして稲作を中心にした諸現象に「ふるさと」の冠が付与されるようになった。

こうしたなかで棚田は保全すべき「ふるさと」とみなされるようになり^{vii}、1990年代以降、「ふるさと」ラベリングされた棚田を保全する活動が全国的にみられるようになった^{viii}。棚田保全活動を統括する全国組織として、1995年に全国棚田連絡協議会、1999年に棚田学会が組織された。そして1999年、農林水産省（以下、農水省）により「日本の棚田百選」（以下、棚田百選）が、各地で実践される棚田の保全活動を促進する取り組みの一つとして創始された^{ix}。この目的は、中山間地域に広く分布する棚田が農業生産に加え、国土・環境の保全、「ふるさと」の形成、伝統・文化の継承などにおいて多面的な機能を有していることから、保全や整備活動を推進するものである^x。選定基準としては、「①営農の取り組みが健全であること、②棚田の維持管理が適切であること、③オーナー制度や特別栽培米の導入など地域活性化に熱心に取り組んでいること」が挙げられており、2009年現在、全国134地区が棚田百選に選定されている^{xi}。

棚田百選の選定といった政策に呼応して、棚田保全活動の取り組みは全国的に増加していった^{xii}。保全活動の代表的な実践例として、棚田オーナー制の実施が挙げられる。棚田百選に選定されている千葉県鴨川市大山千枚田や三重県熊野市紀和町丸山地区、大阪府能勢町長谷地区では100口以上のオーナーがおり、大規模な保全活動が展開している。棚田オーナー制は、石川県輪島市白米地区においても活発であり、2009年時点では46口であるものの、現在ではさらに増加しているようである。これらの保全活動を概観すると、取り組みの中心は水稻作そのものを継続することに置かれているといえる。

一方、棚田の卓越する山村では、水稻作は歴史的に自給的性格の強いものであり、複合的に営まれる生業活動の一つにすぎなかった^{xiii}。山村における世

帯収入の大半は、高度経済成長期以前には畑作や林業、養蚕、高度経済成長以降には土木業を中心とした農外就業から得られていた^{xiv}。すなわち、棚田は地域の生業形態を構成する要素の一つであり、棚田のみが独立して存立しているわけではない。これらのことから、棚田のみを取り出して様々な保全策を講じて一時的に耕作放棄地化が免れることがあっても、根本的な課題の解決に至らないことは容易に想像できる。まずは地域の生業形態のなかで棚田が維持されてきた仕組み、棚田での水稻作の役割を相対化する必要がある。

2. ある「棚田百選」の事例

筆者はこうした関心から、棚田百選に選定されている長野県上水内郡中条村大西地区を事例に棚田が維持されてきた仕組みを、対象地域の複合的生業形態の歴史性をふまえ、個別農家の生業形態の変化や棚田オーナー制の実態を検討することから明らかにした^{xv}。そこで明らかになったことは以下に要約される。

- ①近世からの稲作の自給的性格の強さや小規模生産といった経営形態が、棚田での耕作の継続に寄与していた商業的性格を有し、大規模に展開していた畑作が衰退するなかで、経済的役割の低い稲作が自給的に継続されてきた（図参照）。

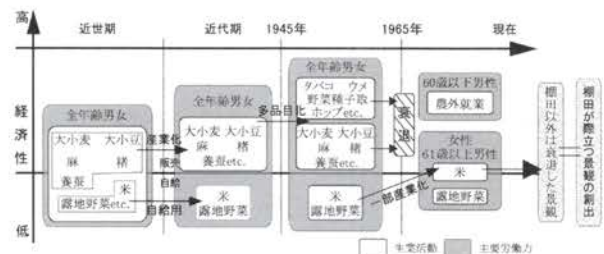


図 棚田維持の来歴
(現地調査により作成)

- ②大西地区では、耕作放棄地や雑草の繁茂した畦畔などがみられ、「みられる」ことを前提とした棚田の保全活動は行われていなかった。大西地区の棚田は1枚あたりの面積が大きく、畦線も直線的で機械による農作業が可能であり、少ない労働力による耕作が可能であった。大西地区の耕作者は、個別世帯の生計維持を計っていくなかで棚田での耕作を継続していたために、

棚田の保全活動の観点からは景観的に「美しい」とされない、1枚あたりの面積が大きい畦線の直線的な田を選択的に耕作していた。

- ③景観的に「美しい」とされる曲線的な畦畔を有する田の多くは、農業機械を入れることができず耕作放棄地となっていた。
- ④大西地区では農業従事者の高齢化が進み、他行政区の専業農家や近居する週末農民による借地経営が、離農世帯や転出世帯の跡地の継続的な利用に寄与していた。
- ⑤一部の農家で棚田オーナー制を実施することにより、米を高値で販売することが可能となり、専業的経営を可能にしていたが、「棚田の担い手確保」という役割は果たしていなかった。

以上のことから大西地区の棚田は、1990年代以降に展開してきた「みられる」ことを前提にした棚田の維持とは、異なる文脈で維持されてきたといえる。メディア等でクローズアップされるような棚田の保全活動の存在は、棚田を維持する条件の一部となっていたが、自給的農業や週末農民、小規模な借地経営と並ぶ条件の一つにすぎなかった。

3. 「農村賛美」を越えるために

拙稿で得られた成果は、対象地域における稲作が存立してきた履歴を示したに過ぎない。しかし、棚田というだけで無批判・無前提に肯定し、その前景に内在する農業的課題を隠蔽して、棚田の有する「美しさ」や「伝統性」を盾にして棚田を維持する正当性を喧伝し^{vi}、目立った保全活動のみを取り上げ、そうした取り組みのみへの支援を促すようなことが、各種メディアや「有識者」と呼ばれる者によって強調されてきた状況を鑑みると、拙稿の成果はこれまで提示されてきた「問題」とされるものを相対化する意味があると考えられる。

むしろ、これまで取り上げられてきたような輪島市や鴨川市、千曲市などにおける棚田保全活動の事例は例外的存在であり、大西地区のようにその他多数の地区においては、現在も複合的生業のなかで水稲作が小規模で自給的に継続されていると考えられる。網羅的に確認したわけではないが、棚田百選に選定されている地区といえどもほとんどの地区は、輪島市などのような活況を呈する棚田保全活動とは

一線を画しているように見受けられる。地域活性化を図るうえでは、棚田の利用を維持することは手段であって目的ではない。そこで棚田維持が不可欠なものであるとしたら、棚田保全活動と同様に、これまで捨象される傾向にあった自給的農業や週末農民、小規模な借地経営にも政策的な補助や支援の必要性があるといえよう。

ただし、都市住民の基準に沿って棚田を選択的に維持し続けると、従来の棚田とは全く異なるものへと変貌する可能性もある。これが各地に広がれば、一見すると「ふるさと」らしき棚田が至るところに存在することになるが、そのいずれも都市住民が共通して「美しい」と感ずるものに作り替えられ、地域の有する「個性」は相対的に低下するだろう。観光客の増加などを目論んで安易に取り組んだ保全策が、将来的には地域にとって「マイナス」となる可能性もある。輪島市白米地区では、2013年11月9日から2014年3月16日にかけて、棚田にイルミネーションを施した「輪島・白米千枚田あぜのきらめき」が実施されている。このイベントにより見物客は増加するだろうが、棚田耕作者の増加や棚田での水稲作の継続に寄与するのだろうか。注目を浴びることで外部者である見物客は増加し、そのなかで外部者が「棚田を保全しなければならない」と主張することはあっても、外部者が当事者となることは稀であろうし、外部者の求める「ふるさと」を演出することになるかもしれない。今後、棚田の保全を展開していくならば、目立った現象の「伝統性」を鼓舞したり、一過性の「盛り上がり」を求めたりするのではなく、地域全体もしくは地域間の連関のなかで、当該地域の棚田での水稲作が維持されてきた条件を捉えていく「伝統的」な地理学の視点も有用ではないだろうか。

- i 日本村落研究学会編『消費される農村—ポスト生産主義下の「新たな農村問題」—』2005、農山漁村文化協会。
- ii 岩本通弥編『ふるさと資源化と民俗学』2007、吉川弘文館。
- iii 前掲2
- iv 1) ホブズボウム, E.・レンジャー, T. (前川啓治、梶原景昭他訳) 『創られた伝統』1992、紀伊国屋書店。(2) 太田好信『トラ

ンスポジションの思想』1998、世界思想社。

- v 岡橋秀典「ルーラル・デザインの展開と農村景観論」地理科学48、1993、255-268頁。
- vi (1) 白水 智『知られざる日本—山村の語る歴史世界—』2005、日本放送出版協会。
(2) 溝口常俊『日本近世・近代の畑作地域史研究』2002、名古屋大学出版会。
- vii 菊地 暁「コスメティック・アグリカルチャリズム—石川県輪島市「白米の千枚田」の場合」(岩本通弥編『ふるさと資源化と民俗学』2007、吉川弘文館) 86-104頁。
- viii (1) 中島峰広「棚田の保全」地学雑誌105、1996、547-568頁。(2) 中島峰広「山村におけるオーナー制度による棚田保全」地理科学58、2003、179-187頁。(3) 中島峰広「棚田保全の潮流」環境情報科学35、2006、30-35頁。
- ix 中島峰広『日本の棚田』1999、古今書院。
- x 社団法人農村環境整備センター「日本の棚田百選」(URL: <http://www.acres.or.jp/> 2013年12月18日検索)
- xi 前掲10
- xii 前掲8
- xiii 米家泰作「山村概念の歴史性—その視点と表象をめぐって—」民衆史研究69、2005、3-20頁。
- xiv (1) 高野岳彦「養蚕・工芸作物の衰退と阿武隈中山間地域農業の地域的変容」季刊地理学58、2006、140-145頁。(2) 梶田 真「戦後の縁辺地域における土木業者の発展過程と労使関係の性格—奥地山村を事例として—」地理科学60、2005、237-259頁。
- xv 吉田国光「山村における棚田維持の背景—長野県中条村大西地区を事例として—」人文地理63、2011、149-164頁。
- xvi 前掲7



研究紹介

金沢大学 経済学経営学系
教授

平田 透

地域ブランドの課題

地域振興や農畜水産物の高付加価値化、6次産業化、またTPP参加を目前に控え、日本の各地で地域ブランド化が志向されているものの、その内容を見るとブランディング対象の範囲や分野は非常に広く、ブランドの明確化と維持の点で多くの課題を抱えている。多数のブランドが無秩序に設定され競合しているために、地域ブランド自体の希薄化と価値低下につながる可能性を否定できない。

1. ブランド概念

ブランドとは、一般的には、特定企業の製品やサービス(役務)を他の企業と区別するために用いられる名称、シンボル、ロゴ、カラーパターン、もしくはそれらの組み合わせなどによって形成される表象と定義される。もともとはスカンジナビア語の焼き付けるという意味のbrandrが語源であり、所有者を示すために家畜に押された焼印が始まりである。それが派生して、製造者や製造元のマークなどが表示されるようになり、ブランドとして発展してきた。

通常は商標登録されているブランドマークなどは、買い手にとって製造元を示すだけではなく、製造元およびそこから生み出される製品に対する信頼性や品質を保証するものとしてとらえられる。つまり、ブランドマークが信頼性や品質、安心の象徴となっている。本来であれば買い手自身がそれらに関する情報収集を行って判断しなければならないのであるが、ブランドマークに集約することによってその情報収集コストを削減しているとみられることもできる。いわば、ブランドは、供給側と需要側の価値共有によって成立しているものであり、その価値は心理的な側面が非常に大きい。それだけに、なにかブランドを棄損するような事件が起きると、一瞬で崩壊し回復は容易なことではない。

2. 地域ブランドとは

地域ブランドには、明確な定義がない。主に、特定地域で生産されるなど、なんらかの地域的独自性、地域密着性を有している物理的商品や役務に付与され、地域名称と商品もしくは役務の名称を組み合わせ、ロゴやマークを商標登録し「地域ブランド」として用いられていることが多い。

内閣府政策統括官室が2005年に発行した「地域の経済2005－高付加価値化を模索する地域経済－」の記述では「地域ブランドとは、地域＋商品・サービスを名称とすることによって、それ自体を一体化して、商品・サービス、ひいては地域そのものの価値を高めようとするもの」とされている。また2008年に農林水産省が公表した地域ブランドワーキング・グループ報告書「農林水産物・食品の地域ブランドの確立に向けて」では、「『地域ブランド』とは『地域と結び付きのあるブランド』。また、『地域ブランド化』の取組によって生み出されるもの」とし、「地域ブランド化」は「地域の事業者が協力して、事業者間で統一したブランドを用いて、当該地域と何らかの（自然的、歴史的、風土的、文化的、社会的等）関連性を有する特定の商品の生産又は役務の提供を行う取組み」と記述している。

定義が抽象的にならざるを得ないのはやむを得ないものの、いずれも「地域」とは何かはあいまいであり明確にされていない。おそらく「地域」とは、何らかのまとまり（たとえば共通の文化や習慣やコミュニティ性など）を持った単位であり、単純に地理的な境界を設定できるものではないため、行政区画のような形での明確な線引きはできないのが現実であるといえよう。

3. 地域ブランドに対する法的保護

地域ブランドの拡大に伴い、法律面での整備も行われつつある。通常、ブランドは商標（ロゴやシンボルマーク）として登録することによって商標権を獲得し、排他的に使用でき、類似の商標を他人が使用している場合にはその使用差し止めを求めることができる。ただ、商標法では不十分な面が出てきたため、2005年に法律改正し、地域団体商標を設定した。その目的は「地域の産品等についての事業者の信用の維持を図り、我が国の産業の競争力強化と

地域経済の活性化を支援するとの目的から、地域の名称及び商品（役務）の名称等からなる商標について、第3条第2項よりも緩やかな要件で商標登録による独占を認めるもの」であり「地域名＋商品（サービス）名」からなる商標であって次のような要件に該当すれば登録が可能となった。

- ①出願人が法人格を有する事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合であり、設立根拠法において構成員たる資格を有する者の加入を不当に制限してはならない旨が規定されていること。
- ②出願された商標が構成員に使用をさせる商標であること
- ③出願された商標が地域の名称及び商品又は役務の名称等からなる文字商標であること

これからは、企業ブランドとは異なり、組合等の構成員であれば複数の事業者が使用可能なことがわかる。ただし、個人、自治体、社団財団、企業、NPOは出願できない。地域名と商品（役務）の関係では、地域的な限定を付す必要があり商品の産地、役務の提供地等が明確でなければならない。そのほか、一定程度の範囲（地域に隣接する都道府県など）において、商標が顧客側に周知されていることが必要とされる。

また、最近では農林水産省を中心に農畜水産物およびその加工品を主たる対象に地理的表示（GI:Geographical Indication）制度導入の動きがある。2010年の「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」では「我が国の高品質な農林水産物に対する信用を高め、適切な評価が得られるよう、地理的表示の保護制度を導入する」ことが定められ、海外輸出も念頭において具体的検討に入った。

国際間での地理的表示に関しては、TRIPS協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）第22条第1項で「ある商品について、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該商品の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該商品が加盟国の領域又は領域内の地域若しくは地方を原産地とすることを特定する表示」とあり、世界知的所有権機関（WIPO）では「特定の地理的原産地を

持ち、その原産地に基本的に起因する品質、評判又は特性を持つ商品に使用される表示」と定義されている。農林水産政策研究所の内藤恵久首席研究官によれば、これらの地理的表示について「いわゆる地域ブランドで、その品質等の特性と原産地が結びついている場合に、その原産地を特定することとなる表示」であり「①特定の品質等の特性、②特性と原産地の結びつき、③原産地を示す表示」としている。つまり、地理的表示も地域ブランドの概念に含まれるが、農林水産省の定義では主に一次産品とその加工品が念頭に置いていることに留意しておかなければならない。

4. そもそも“地域性”とは

対象となる商品や役務の分野が広すぎるのが、地域ブランド概念があいまいになっている原因でもある。現在の地域ブランドとされているのは、一次産品から工業製品、役務まで非常に広範囲である。その内実を見ると原材料の生産地域、製品の製造地域、地域的特色を持つ製造加工技術や手法、さらには何らかの組み合わせやパッケージングで完成品にしている地域、製造もしくは販売企業の所在地、温泉地などのような単なる地域イメージのブランドまで含まれ、構成要素がきわめて多岐にわたるのである。

農畜水産物加工品の場合を例にとると、特定の地域に所在する現地事業者により原材料生産から製造までを行う場合（原材料も製造もすべて特定地域内で完結、いわば“純粋地域ブランド”）、部分的に特定地域産の原材料を使用している場合（一部地域産原材料使用）、原材料は他地域から入手し加工のみを行っている場合（地域伝統の加工方法やノウハウ）、逆に特定地域産の原材料を使用し加工は他の地域で行っている場合など、そのバリエーションは様々である。これらが混在しているため、非常に曖昧で恣意性が入りがちになる。

要するに、何が地域ブランドのコアなのかというところが、商品分野によってバラバラなのである。少なくともこれを明確化する、もしくは地域ブランドの認証組織等で範囲を限定することが求められるのではないだろうか。品目は限定されるがフランスのワインは「原産地呼称統制法（AOC：Appellation d'Origine Contrôlée）」制度に基づく厳格な表示が

適用されており、特定の地域と密接に関係づけられ品質を証明する表示になっている。これは、生産品が特定の土地の風土や長い間保たれてきた生産技術などが複雑に絡み合って作り出されるものであるという考え方が背景にある。

日本の地域ブランドに関しては、もう少し限定した分野ごとの基準が必要なのではないだろうか。さらに地域性の概念の曖昧性と商品分野広さに加えて、ブランドの構築には関心が寄せられるがその維持やメンテナンスの必要性が軽視されがちであることも問題である。ブランドは本来、希少性、高品質、高付加価値といったことに配慮し、価値を損なわない供給体制や、侵害に対する対策をきめ細かく行っていく必要がある。この点では、地域概念の明確化とともに、ブランド認定を含めて、ブランドを展開し維持発展させていく主体をどこが担うのが重要であろう。すくなくとも、もう少し認定基準の厳格化があってよい。



研究紹介

金沢大学 経済学経営学系
教授
佐無田 光

現代日本の過疎問題と農村再生の地域連携アプローチ¹

1. 現代日本の過疎問題

日本で過疎化が社会問題として認識されたのは、1960年代であった。傾斜地の多い日本の農山村はもともと自然条件に規定されて多業的であり、村民は、米、畜産、水産、製炭、製材、特産物等の組み合わせで所得を形成してきた。それが、大量生産体制の形成に伴って、エネルギー革命による薪炭需要の減少、農業の機械化による牛馬の代替、外材輸入による木材価格下落、米の減反政策等により、山村型経済は跛行的に崩壊した。1970年代から80年代にかけては、一転、地方都市や農村部における就業機会の増大によって在宅兼業が可能となり、過疎化は一時的に緩和された。農村経済は全国的な地域的

分業体系の末端を担うべく再編されたが、兼業スタイルによって共同体的な社会が保持されてきた。ところが、1990年代以降、日本経済が本格的にグローバル化すると、製造拠点の撤退が相次ぎ、公共事業に依存した建設業も縮小、流通の合理化で卸・小売業も雇用吸収力を低下させた。周辺型経済の後退によって、若者の就職先すなわち兼業先が乏しくなり、自給的・副業的な農業でさえ農家の内部で代替わりができなくなった「兼業農家モデルの危機」が2000年代の過疎化の構造である。

能登半島を例にとると、1960年から81年までは奥能登でも都市化が進み、事業所従業者数は増加していた。81年の4万4600人をピークに91年までは雇用規模を保持していたが、90年代に減少に転じ、製造業－56%、建設業－45%、卸・小売・飲食店－18%（いずれも1981～2009年）の3部門で従業者数が大幅に減った。奥能登で総人口に占める農家人口（農業に従事していない家族も含む）の割合は、1960年には70%、80年でも54%あり、第二種兼業農家にシフトすることで農家中心の社会を保っていたが、第二種兼業農家の数は1985年の12,017戸から2010年には2,325戸へと激減し、農家人口の割合も2010年の16%台まで急激に落ちた。石川県の農家経済を分析すると、1970年代から90年代までは実質農外所得が上昇して農家の可処分所得は上昇していたが、2000年代に入ると農外所得が激減し、農家の実質所得水準は1970年代以前のレベルに落ち込んだ。

このような地方圏の産業の後退と兼業農家モデルの危機は、奥能登に限った現象ではなく、ある程度全国的なものである。つまり、現代日本の過疎問題は、個別地域の問題というよりは、国単位の都市－農村関係に基づく国民経済システムに起因する問題だと診断される。日本は、東京・大企業を頂点とした垂直的分業体系によって国内資源を動員して経済成長を実現し、分業と財政移転を通じて、その果実を地方に再分配して社会統合を実現するシステムを構築してきたが、いまやこのシステムが機能不全に陥っている。首都圏では、経済成長率を人口増加率が上回っており、地方から人口の転入超過によって経済成長を保っているに過ぎない。ポスト工業化に対応した経済システムを生み出せずにいる大都市圏ひいては日本経済の危機が、日本の垂直的国土構造

の下では、国内分業のリストラと中央集権的な教育・就職の制度依存を介して、地方圏とくに農山村部の人口減少・過疎問題となって現象している。

- ↑ 詳細は、佐無田光「現代日本における農村の危機と再生－求められる地域連携アプローチ－」寺西俊一他編『自立と連携の農村再生論』（東京大学出版会、2014年発行予定）を参照。

2. 農村再生の地域連携アプローチ

都市の資源は農村によって支えられているが、農村の経済は都市によって支えられており、本来両者は相互支援的にバランスしていることが地域のサステナビリティの条件である。

農村再生は、遅滞地域への支援という発想、あるいは単純に農村の自助努力を求める発想ではなく、人的資源・地域資源の有効活用による日本経済の再生を目指すものでなくてはならない。地域単位の発展論にとどまらず、都市－農村関係を再構築し、地域的連携によって垂直的国土構造を改革する「地域からの国土政策」のアプローチが必要とされる。都市と農村の連携は、地域間分業、社会統合、人の移動に関わっており、この3つの条件が整えば農村は維持可能であるが、それぞれに、時代に応じた地域間および地域内部の組織・制度の再編成が課題となる。

（1）地域間分業と農村の知識経済化

都市と農村の連携の第1は、地域間分業である。都市の生活や生産は農村からの食糧・資源の供給を受けて成り立ち、農村はこれによって稼得を得て都市のサービスを手に入る。この分業関係に基づく農村の移出産業は、通常一次資源から出発するが、時代によって変化し、地域資源の利用のあり方次第で多様な可能性がある。

農村の移出産業のなかでも、農林水産業は、地域の自然環境ストックと特別な関係を有し、農村産業の重要なピース（部分）である。現在その担い手は歴史的な変化の途上であり、零細農家経営から組織的農業（農業法人、集落営農、農作業の受委託契約）への移行が課題とされてきた。ただし、農業の組織的経営は農業の効率化、つまり必要労働力が減ることを意味するため、それだけでは過疎化の問題解決にはならない。組織的農業への再編成は、農家

を専門農業者と地権者（あるいは期間従業員）に分化させる。専門農業者の収入は増え、地権者化した農村居住者への地代が発生するが、仕事がない離農者家族は土地所有権のみ残して地域を離れることも考えられる。

したがって、地域に根ざした農村の暮らしが続いていくためには、農林水産業以外の収入機会が確保されることが条件となる。これからの地域資源を活かした移出産業の可能性として、例えば、エコ・ツーリズムや農業体験といった新しい観光業や、絶滅危惧種の野生復帰などの環境管理事業、バイオマスや小水力発電などの再生可能エネルギー事業なども含まれてこよう。とりわけ、農村空間のもつ様々な要素（景観、イベント、土地、伝統、社会関係等）が都市住民のニーズの対象となり、農林水産業と農村空間を一体的に開発することで付加価値を多重化させるアプローチが登場している。これら事業の多様な組み合わせによって複数の収入源を得て、総合的に地域生活を支える仕組みになっていくことが期待される。

地域間分業の変化とともに、地域内部における生産・流通の組織も変わらねばならない。資源供給地域の構造においては、地域内経済循環の基礎が失われて久しい。地域の生産者は地域外の買い手とつながり、地域の消費者は（自家消費や共同体内で分け合う非流通品を除けば）地域外から供給される規格品で暮らしている。もし地域資源や農村空間に付加価値をつけようとするならば、こうした産地の構造を改革しなければならない。

日本の農村がヒエラルキー的な全国の生産・流通機構の末端に位置づけられてきた時代には、各種協同組合などが産地機構として現場の生産調整、販路確保、受注配分などを引き受け、全国市場や中央財政とつながることで、地方の暮らしを支えてきた。ところが、いまや国内分業体系は解体しつつあり、こうした地方産地機構は変化に対応できなかつたり、地元の支配力を堅持して新規事業の芽を摘み取ったりする場合がある。しかし、産地機構のあり方次第では、個々の経営体が小さくとも資源をまとめることが可能となり、利害関係者間の協力関係が促され、対外的な交渉が容易になる。農村の産地機構を廃止すればよいのではなく、既存のそれに代わる（あるいは既存の機構を再編・発展させた）新し

い経済仲介機能の創出が課題となる。

農村の産地機構の役割は、資源供給地域であれば主に生産機能の統括で済むが、地域資源の総合的な保全と活用のためには、商品開発、市場開拓、環境マネジメント、ブランド戦略、企画・イベントなど、「ものづくり」の前後にあるサービス工程を高度化・分業化することが求められる。この過程を「農村の知識経済化」と呼ぶ。新しい産地機構の形態は多様であって、農協、自治体、生産者等の連携によって、地域ごとに固有の生産・流通体制を模索し、起業家マインドと住民協働とのバランスを工夫せねばならない。

（２）広域連携と社会的企業による社会統合

都市と農村の連携の２つ目の柱は、地域間の社会統合を目的とする資金あるいは現物サービスの移転制度である。都市化・工業化で地域間の所得格差が大きくなると、政治的に社会統合のための格差是正政策が求められるようになる。日本では、国の介在する財政移転の資金が農村の経済をかなりの程度支えていた。地方農村で公的支出された資金は、農村で仕事を創り出しつつ、国内の分業関係や本社一支店関係を通じて大都市企業に吸収され、いわば国レベルの都市－農村間の資金循環装置として機能していた。ところが、2000年代に国のリストラによって農村への公的な資金移転は著しく縮小し、農村における仕事の機会が減り、住民生活サービスを維持することが困難になりつつある。

国レベルの所得再配分的なセーフティネットが機能低下するのに代わって、広域レベルの事業ネットワーク的なセーフティネットが地域の社会統合を支える比重を増している。過疎自治体が、医療・福祉、地域交通、教育、文化などのローカル・サービスを自前で供給困難であれば、アクセス可能な身近な都市の専門能力を頼りにするしかなく、都市側から見ると、同じ圏内の地域が困っているならば「共感の原則」から助けないわけにはいかない。経済面から見ても、地方広域圏の中心都市の経済は、後背地たる農村部から人口供給・資源供給・商品消費を受けて成り立っており、後背地が過疎化で衰退してしまうと、時間差を伴いつつ連動して衰退する運命にある。したがって、広域圏の中心都市の事業者（自治体、企業、病院、大学、NPO等）が、農村

部の生活条件を共同で支援することには、経済的な合理性がある。

一方、農村の公民連携の受け皿として、「社会的企業」という半営利・半公共の事業スタイルが注目されている。これは、市場の資源（事業収入）と、公的資源（行政からの委託事業や雇用補助など）と、共同の資源（地域住民の共同出資や都市住民のボランティア）を組み合わせることによって、必要なサービスを提供する「資源混合の事業体」であり、その組織形態はNPO法人から株式会社まで多様である。

過疎農村は、その差し迫った地域課題のために、日本でもっとも活発な社会的企業の実験場となっている。この社会的実験が成功するためにはいくつかのハードルがあるが、成功事例をみる限り、価値づくりのストーリーが明確で、事業リスクを負う主体があるならば、各種補助金メニューや地域金融機関を活用して、事業の初期投資を補うことは、現行の制度でも十分に可能である。農村でも事業的経験は蓄積されており、地域の未来を我が事のように考える人々は都市部以上に存在し、自然環境に囲まれた農村の暮らしを選択したい都市住民も少なからずいる。それらが結びついて、実践的な学習を積み重ねていけば、社会的企業の事業化に必要な人材も揃うはずである。問題は、資金でも人でもなく、それらを組み合わせて社会的企業を実験できるようにするための公民連携の体制づくりにこそある。民間事業者、自治体、地域団体などが共同出資やメンバー参加したり、諸主体の連携で事業を企画・運営したりする公民連携の事業体制づくりが課題となる。

（3）人材還流戦略

都市と農村の連携の第3の柱は、人の移動によるつながりである。農村の居住者は、交易、仕事、教育、交流の機会を求めて都市に出るが、その見返りとして都市から農村へ所得や知識（技術）が還元される。都市と農村の人の循環の範囲は労働市場の構造によって決まり、身近な都市でとどまる場合もあれば、海外まで広がる場合もある。日本の過疎問題は、農村の人口再生産を上回る勢いで人口の流出超過が続いた結果であり、地方都市の労働市場が弱く、農村への人材還流が乏しいためであった。

農村が人口の自然減少（死亡率が出生率を上回る

状態）過程に入った現在、UターンやIターンに目が向くのは当然の流れである。とくに農村では訓練機会の限られる知識集約的なサービス工程に関しては、都市からの人材調達が求められる。ところが、農村には雇用機会が乏しく、とくに高度な科学的知識を身につけた職業従事者の労働市場は地方圏では限られ、農村への居住選択は進まないのが実情である。

農村の人材還流戦略は、単純に移住人口を増やせばよいわけではなく、仕事を創り出す「農村起業人材」に焦点を当て、地域が主体的・戦略的に人材調達を進めることが必要である。島根県海士町などの先行事例では、農村での事業挑戦意欲や能力の高い人材を地域ぐるみでリクルートしている。移住者と地域側のニーズの事前マッチングを行い、必要なポストを自治体が準備したり、地域資源を活かした事業や生活を開始するための各種サポートの制度を整備したりしている。移住者が地産地消の暮らしを行うには、地域コミュニティに溶け込まなくてはならないが、行政や関係者のネットワークによって、地域社会や既存組織との関係を可能な限りフォローする体制になっている。

大手企業で働くような前途有望な若者が、大幅な収入減を受け入れてまで農村の暮らしを選択する理由としては、いろいろあるだろうが、最終的には、大都市圏に劣らない自己実現の可能性を感じるかどうかにつきる。それには、自治体や地域コミュニティが自己改革して、オープンでチャレンジングな環境を構築できているかどうかが問われる。農村起業の最大の障害は、農村自体の保守的な文化である。既存の組織が権力を握り、新しい動きに白い目を向け、面倒な協力を拒み、陰に陽に圧力がかけられて自由に挑戦できないことが、農村の活力を奪っている。逆に、自治体など地域の意欲や支援が徹底され、農村コミュニティが助け合いのインフラとして機能するならば、Iターンを通じてコミュニティの起業環境が累積的に改善されるメカニズムも形成されうる。

3. まとめ

閉塞した日本社会の中で、過疎地域の不利な条件にもかかわらず、限られた資源を活かしてサステイナブル社会に向けた創造的な取組みを実験している

事例は数多く報告されている。しかし、それらが過疎を逆転させるほどの潮流にはまだなっていない。それほど国民経済システム全体の機能不全は根深いが、1つ1つの地域の事例がバラバラで競合的なものではなく、日本の垂直的な都市—農村関係を見直すべく体系づけられたならば、国土構造の経路修正を促すこともできるのではないか。地域からの取組みによって、地域間分業、社会統合、人材還流の体系が総合的に再構築されれば、農村再生は可能であることを、これらの事例は示唆している。



研究紹介

金沢大学 人間科学系
准教授

伊賀 聖屋

ローカルフードシステムの オルタナティブ性

1. はじめに

現代の食の領域では、合理的・効率的な食料供給の実現に向け、食料生産・流通様式の工業化が推進されてきた。これにより、腐敗性・季節性などの食固有の自然的要素や、気候・天候といった自然環境が食料供給過程へと及ぼす影響が最小化され、食料の長距離輸送や通年供給が可能となった。ところが、そのような食の工業化やそれに伴うフードシステムの空間的伸長は、食の安全や環境負荷、不公正な経済取引に関する問題を人間社会へともたらしてきた。

このような中、日本を始めとする先進諸国では、地産地消や産消提携、C S A (Community Supported Agriculture) のように「特定場所の地理的環境と結びつく度合いの強い食料供給体系」(以下、ローカルフードシステム (L F S)) の再評価・構築がなされてきた。このL F Sは、工業化・広域化した食料供給体系では非合理的なものとして排除されがちな自然的要素や人々の近接関係が重視されるという点ではほぼ共通している。それゆえ、L F Sは工業化・広域化した食料供給体系に対するオルタナティブとして位置づけられ(たとえば、Leyshon et al. 2003)、その構築を食の工業化・グローバル

化に対応できない/しない人々や地域の生存戦略へと結びつけるような学問的・政策的動きや社会運動も加速している。

ここで注目したいのは、「L F Sの具体的にどのような構造的特質(=食料供給体系の性格)が従来型の食料供給体系に対するオルタナティブ性を規定しているのか」という点である。一般的に、L F Sの構築を推進する趨勢は、あらゆるL F Sを無批判的に捉え、専らそれを支配的食料供給体系に対するオルタナティブとして理想化する傾向にある(Holloway et al. 2007)。しかし、後述するように、L F Sは介入主体間の関係の質や規模の面で多様な形態をとりうるものであり、そのもつオルタナティブ性の度合いは体系ごとに異なることが予想される。それゆえ、L F Sの構築を地域活性化・農村開発戦略へと組み込むことの可能性を考える上では、L F S間の差異に着目しながら、どのようなタイプのL F Sがいかなる機能を果たしうるのかを体系的に理解することが肝要といえる。

2. L F Sのオルタナティブ性をめぐる議論

国内外の地理学・社会学では、工業化・広域化に伴う「食の再ローカル化」を背景として、主に90年代後半以降、L F Sの出現背景や機能を解釈するための理論的枠組みの構築やそれに基づく実証研究の蓄積がなされてきた。しかしながら、初期の研究の多くは、L F Sを主流のものとは異なる食料供給体系として捉え、「それが何であるか(=それがどのような特徴を有するのか)」ということよりもむしろ、「それが何でないか(=それが支配的な食料供給体系に固有の特質を有さない)」という点から定義づけてきた(Tregear 2011)。それゆえ、L F Sのどのような特質がそのオルタナティブ性を規定しているのかについての合意が欠如してきた。

そのような中、2000年代以降、L F Sの構造的特質に着目しながらそのオルタナティブ性を問うような研究が徐々に蓄積されるようになった。基本的にそれらの研究は、L F Sと支配的食料供給体系との二元論的な関係を前提としており、異なる二つの食料供給体系の構造的特質を特徴づけるために「自然的・社会的・空間的埋め込み」概念¹⁾を援用してきた。具体的には、支配的食料供給体系を「脱埋め込みされたもの」(すなわち、特定の場所の地理的

環境から切り離されているもの)、L F Sを「(再)埋め込みされたもの」(すなわち、場所の地理的環境と密接に結びつけられているもの)としてそれぞれ位置づけてきた。そして、とりわけ社会的・空間的に埋め込まれた人々の行為を基盤として形成される「短絡化された関係(≡主体間の社会的・空間的近接関係)」をL F S構造的特質の一つに位置づけ、その有無を基準に食料供給体系を「オルタナティブなもの」と「コンベンショナルなもの」とに分類してきた。

しかしながら、このような二分論的なアプローチは、L F Sの動態を十分に捉えきれていない。二分法的な視点は、L F Sの構造的特質の一つである介在主体間の「短絡化された関係」を所与のものとして扱い、その複雑さや差異を捨象してしまう可能性があるためである。現実には、Watts et al.(2005)が指摘するように、一見同様の主体間関係にも「オルタナティブの度合いの強いもの*alternative food network*」や「オルタナティブの度合いの弱いもの*alternative food network*」といった異なるタイプのもが存在している。さらに、L F Sにしる支配的な食料供給体系にしる、「オルタナティブ/コンベンショナル」、「グローバル/ローカル」といった人為的な境界線で分け隔てられた領域の中で完全に独立して機能するという事は滅多にない²⁾。要するに、現代の食料供給体系は、理念的にはオルタナティブとコンベンショナルを両極とする連続体のいずれかに位置しており、これまで一括してオルタナティブと形容されてきたL F Sもその連続体の異なる地点にそれぞれ位置しているといえる。それゆえ、一見同様のL F S同士でも「短絡化された関係」の内実は異なり、各L F Sが帯びるオルタナティブ性の度合いも異なる。

したがって、L F Sの理解に向けて重要なことは、一見同様のL F Sを「オルタナティブなもの」として単純に分類することを回避し、L F S間で異なるであろう「短絡化された関係」の質に目を向けることである。その際、「短絡化された関係」を構成する諸要素(たとえば、①主体間の相互作用、②主体間関係の管理様式、③関係形成に関わる主体の動機)³⁾の組み合わせが、関係の質や主体にもたらす影響に差異を生み出し、さらにはL F Sのオルタナティブ性の度合いの規定する、との認識をもつこと

が肝要といえる。

3. L F Sの規模をめぐる議論

ところで、これまでのL F S研究においては、支配的な食料供給体系と比した場合のL F Sの小規模性(たとえば、介在主体数や生産量)も、L F Sと他の食料供給体系との区別をなす重要な指標として用いられてきた。確かに小規模な食料供給体系が良質食品市場への参入や短絡化された関係の構築を志向する傾向は相対的には強いかもしれない。しかし近年は、L F Sの中でも、「介在主体数、生産量、核となる主体の市場における位置の面で相対的に規模の大きなもの」(以下、大規模L F S)も出現しつつある。この大規模化したL F Sでは、内実は定かではないものの、「特定産地との原料農産物の契約栽培」や「消費者への直接販売」といった主体間の「短絡化された関係」が構築されており、一見しただけでは小規模なL F Sとの差異が不明瞭な場合がある。

ここでの両者の差異は、単なる事業規模の違いだけなのであろうか。おそらくそれは、先の「短絡化された関係」の質とも関連していると考えられる。つまり、「短絡化された関係」を構成する要素(①主体間の相互作用、②主体間関係の管理様式、③関係形成に関わる主体の動機)によって、両者の差異は規定されているものと推察される⁴⁾。それゆえ、現実世界の多様なL F Sを理解する上では、L F Sの規模にも目配りを利かせながら、その「短絡化された関係」の質を検討していく必要もある。

4. さいごに

筆者は今後、規模の異なる複数のL F Sを相互に比較することで、各L F Sにおける「短絡化された関係」の質やそれが介在主体に及ぼす影響について鮮明化させていきたいと考えている。具体的には、石川県能登地方に位置する複数のL F Sを事例として、①L F Sにおける短絡化された関係がいかなる要素から構成されどのような特質を呈しているのか、②その「短絡化された関係」が介在主体にとっていかなる機能を果たしうるのかといった諸点について明らかにしていきたい。

これらの作業は、どのような規模・特質のL F Sがいかなる場面においてどのようなパフォーマンスを

発揮しうるのかといった、LFSのオルタナティブ性や発展性を体系的に理解するための一助となろう。またそれは、LFSの市場競争力の適正な評価やより強固なLFSの形成条件の導出にもつながろう。

注

- 1) 自然的脱埋め込みとは、食固有の有機的要素（季節性、腐敗性など）や食料生産を取り巻く自然環境（気候、地形など）が食料供給プロセスに与える影響を弱めることを指す。自然的脱埋め込みの進んだ食料供給プロセスにおいては、供給体系の広域化・安定化を図る上で制約となる自然的要素が科学技術などを通じて収奪される。空間的脱埋め込みは、食料供給プロセスが、特定の場所や空間と結びつく度合いを弱化させることである。空間的脱埋め込みの進んだ供給体系においては、より広域的、流動的な空間の中で主体（生産者～消費者）間の関係が再編されるようになる。社会的脱埋め込みは、食料供給プロセスが、信念、価値、習慣、規範などを共有する人々の社会関係から影響を受ける度合いを低下させることである。一般に、社会的に埋め込まれた食料供給プロセスでは、主体間の経済取引が特定のコミュニティで共有された道徳的な基準（非経済的動機）によって制限される度合いが強い。しかし、社会的に脱埋め込みされた食料供給体系では、非個人的かつ短期的な経済取引が卓越し、各主体が自己の利益の最大化を目的に合理的行動をとる度合いが強くなる（Sage 2003; 渡辺 2008）。
- 2) たとえば、Ilbery and Maye (2005) では、スコットランドの食料供給者がLFSとコンベンショナルF Sの双方へと同時に関係しているということが指摘されている。
- 3) ①の「主体間の社会的相互作用」は、LFSに介在する主体間の接触の頻度や内容（＝フォーマルな接触/インフォーマルな接触、対面接触/距離を隔てての接触などの総体）のことである。一般に、この社会的相互作用は、LFSに介在する主体間の関係を生成・改変するといわれている。②

の「主体間関係の管理様式」は、LFSにおける主体間関係を維持・再生産するための仕組みである。具体的にそれは、関係の再生産に向けて行われる主体間での影響力の行使（Maye et al. 2007）であり、「短絡化された関係」の質（たとえば、垂直的ネットワークや水平的ネットワーク）をも大きく左右すると考えられる。③の「関係形成に関わる主体の動機」は、介在主体がLFSに参加する目的や戦略的意図のことである。一般に、①の「主体間の社会的相互作用」のあり様や②の「主体間関係の管理様式」は、主体の環境解釈やそれに伴う判断に依拠するといわれている。したがって、主体の目的・戦略的意図もLFSの「短絡化された関係」に少なからず影響を及ぼす要素として位置づけられる。

- 4) たとえば、大規模LFSにおいては、多数の介在主体の行為を調整する何らかの仕組みや製品を効率的に配分するシステムの構築も要されるであろう。

文献

- 渡辺 深 (2008) 「新しい経済社会学の概念枠組」、渡辺 深編『新しい経済社会学』、上智大学出版、1-35頁。
- Ilbery, B. and Maye, D. (2005) Alternative (shorter) food supply chains and specialist livestock products in the Scottish-English borders. *Environment and Planning A*: 823-844.
- Leyshon, A., R. Lee, et al., Eds. (2003). *Alternative Economic Geographies*. London, Sage.
- Maye, D., Holloway, L. and Kneafsey, M. (2007) "Alternative food geographies: representation and practice", Elsevier Science Publishing Company.
- Sage, C. (2003) "Social embeddedness and relations of regard: alternative 'good food' networks in south-west Ireland", *Journal of Rural Studies* 19: 47-60.
- Tregear, A. (2011) Progressing knowledge in alternative and local food networks: critical reflections and a research agenda. *Journal of Rural Studies*
- Watts, D., Ilbery, B. and Maye, D. (2005) Making reconstructions in agro-food geography: alternative systems of food provision. *Progress in Human Geography* 29: 22-40.